

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百二十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を次の表のように改正し、令和二年六月一日から適用する。ただし、別表Ⅳの006及び010の改正規定については、令和二年七月一日から適用する。

令和二年五月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

